

「ももっこステーション SNS 発信事業」 実施要領

主催 備中県民局健康福祉部福祉振興課

1 趣旨

岡山県備中県民局管内のももっこステーションを利用する親子の動画等を SNS で発信し、若い世代に、結婚や子育てに対してポジティブなイメージを持ってもらうとともに、ももっこステーションを利用したことがない親子への利用に対する不安を払拭し、ももっこステーションの利用促進を図ることを目的に、「ももっこステーション SNS 発信事業」を実施する。

2 応募資格

本実施要領に同意した、備中県民局管内のももっこステーションとする。

※「備中県民局管内」…倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町及び矢掛町

3 応募期間

取材の応募の施設については、応募期間は、令和 7 年 6 月 1 6 日(月)から令和 7 年 7 月 7 日(月) 1 7 時までとする。

応募締め切り後、一定数以上の応募があった場合は取材可能な施設を選定した上で、取材対応の可否について令和 7 年 7 月 1 4 日(月)を目途に各施設にメールで連絡するものとする。

4 応募方法

(1) 電子申請サービスでの応募

(2) メールでの応募

※詳しい応募方法については募集チラシ参照。

5 取材対応期間

取材対応期間は、令和 8 年 2 月 27 日(金)までとする。

各施設の取材日については、個別に相談した上で日程調整をする。

6 動画撮影・編集方法

動画撮影については、備中県民局健康福祉部福祉振興課の担当者が個別に施設を訪問し、動画撮影を行う。後日、撮影した動画を元に担当者が編集を行う。

7 動画の投稿等

- (1) 動画は、当課が運営する下記 SNS にて投稿する。
 - ①「備中子育て晴れの国」Instagram
リンク：https://www.instagram.com/kosohare_bichu/
 - ②「備中子育て晴れの国」Facebook
リンク：<https://www.facebook.com/pref.okayama.bichu.kosodate/>
- (2) 動画の投稿日（公開開始日）は各施設と個別に相談の上決定することとし、その期日は令和 8 年 3 月 31 日(火)までとする。
- (3) 音楽は、当課の担当者が指定した曲から選択するものとする。
- (4) 編集した動画については、必要に応じて、Instagram「親しい友達」機能や YouTube の「限定公開」機能等を活用し、各もっこステーションに事前に確認してもらい、許可をいただいた上で投稿するものとする。
- (5) Instagram での投稿について、もっこステーションが希望した場合、その団体が運営するアカウントとの共同投稿を行う。

8 著作権等

編集した動画の著作権は当課に帰属する。

9 損害に対する責任

- (1) 県は、県の責めに帰すべき理由による損害を除き、この事業により生じた損害等に対する責任は、その原因を問わず負わない。
- (2) やむを得ない事由により、事前に通知することなく、応募期間や応募方法の変更、また動画の撮影・編集・投稿の中止をする場合がある。この場合、県は、コンテストの中止等に関連して、いかなる個人・団体に対しても一切責任を負わない。
- (3) 第三者の違法行為により、参加者の個人情報漏洩してしまった場合については、県に過失がない限り、一切の責任を負わない。